

収入証紙制度廃止に向けた検討について

1. 収入証紙制度について

収入証紙とは、県が手数料等を徴収する手段として発行する金銭の払い込みを証明する証票であり、収入証紙を申請書等に貼り付けることにより手数料等を納付するものである。昭和39年3月に島根県収入証紙条例を公布し、現在の収入証紙制度が始まった。

- ◆収入証紙による納付の手数料項目数：自動車運転免許手数料、高等学校入学料等136項目
- ◆収入証紙による納付実績（令和4年度）：約55万件、11億5千万円

2. 廃止検討の理由

次の理由により、収入証紙制度の廃止を前提とした具体的な検討を開始した。

- ①「行政手続きのオンライン化」「公金納付のデジタル化」の動き
- ②収入証紙の購入場所や時間が限定され、県外では購入不可
- ③キャッシュレス決済等についての県民からの要望
- ④元売りさばき人の山陰合同銀行より、人員不足等による業務負担が大きいことから元売りさばき業務を返上したい旨の申し入れ

3. 検討の視点

収入証紙に代わる納付方法を検討するにあたっては、県民等の利便性向上に資するものとなるよう検討を進める。

- ・公金納付のデジタル化とデジタルデバインド対策
- ・関係団体との調整

4. 廃止予定時期

令和8年度を目途

※収入証紙の廃止予定時期より早い段階でのキャッシュレス決済の併用対応も検討

《参考》

1 収入証紙廃止に係る他県の状況

廃止済み 6 都府県（東京都・京都府・大阪府・鳥取県・岡山県・広島県）、廃止予定・検討中 22 県

2 収入証紙制度スキーム

